

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(長岡市戸籍記載氏名振り仮名登録電話対応業務)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、評価委員会を設置して行う。
- (2) 評価委員会の委員は別に定め、市民協働推進部市民課が庶務を行う。
- (3) 評価委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3人以内、20分間の持ち時間で提案書に基づいて説明を行い、質疑応答を10分間行う。
※別途、準備時間、市からの注意事項説明時間をそれぞれ5分間設定する。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容及び質疑応答に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として特定する。

4 選考評価基準

| No. | 評価項目 | 評価基準 |
|-----|--------|---|
| 1 | 基本方針 | 本業務に必要な専門性を有し、事業に対する理解度、基本的な考え方・方針等は的確であるか。 |
| 2 | 運営体制 | 想定件数を踏まえた回線の確保や、人員配置が適切であるか。 |
| | | 市との情報共有・報告のための連絡体制は適切であるか。 |
| | | 業務遂行に必要な専門知識及び能力を有した業務管理者が配置され、業務体制が適切であるか。 |
| | | 業務実施計画書の策定など、業務体制の構築計画が適切になされているか。 |
| 3 | 実績 | 令和2年度以降に業務実績があり、特徴的な事例や他の業者と比較して優位な点があるか。 |
| 4 | 個人情報保護 | 個人情報について、情報保護及び情報漏洩を防ぐための効果的な教育が実施されているか。 |
| | | 個人情報の持ち出し（記録媒体への保存禁止・私物管理）を物理的及び論理的に制限しているか。 |
| 5 | 独自提案 | 本業務を円滑に実行するための独自性のある提案や、市民の利便性向上につながるサービス、提案者独自の強みがあるか。 |
| 6 | 見積価格 | 適正な積算根拠に基づく金額となっているか見積価格で評価します。 ※提案上限価格を上回る見積価格を提案した事業者は、失格とします。 |